

外国人留学生受入施設の管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長  
( 公 印 省 略 )

滋賀県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金の交付申請について (通知)

日頃は、県の医療福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件について、別添のとおり補助金交付にかかる手続きを案内します。  
なお、補助金交付申請にかかる期日は下記のとおりとしますので、補助金事業の円滑な執行について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 補助金交付申請期日

原則として令和 6 年 5 月 31 日までとします。

交付決定は期日後に行います。また、当補助金は予算の範囲内で交付しますので、予算を超える申請があった場合は、申請内容が適正であっても申請額どおり交付できないことがあります。

なお、予算に達しなかった場合は、期日後においても、予算の範囲内で随時申請を受け付けます。

2 補助対象事業の期間

補助対象事業の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。  
申請が事後にならないよう申請日付に留意してください。

3 その他

令和 3 年度から申請様式等を押印不要としました。補助金にかかる様式の電子データは、県ホームページからダウンロードして御利用ください。

(滋賀県> 県民の方> 健康・医療・福祉> 高齢者福祉・介護> 助成・支援・補助)

今後、運用上の留意点にかかる Q & A の更新その他の連絡事項がある場合には、県ホームページに掲載することとしますので、交付申請等の手続前に予め御確認いただきますようお願いいたします。

[申請先・問合せ]

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護・福祉人材確保係

TEL : 077-528-3597 / FAX : 077-528-4851

e-mail : ed00@pref.shiga.lg.jp